

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

（１）事業者概要

事業所名称： （施設名） 木の葉保育園	種別：保育所
代表者氏名：園長 富永 博文 （管理者）	開設年月日： 昭和55年 4月 1日
設置主体：社会福祉法人 白富会 経営主体：	定員：160名 （利用人数）172名
所在地：〒861-8046 熊本県熊本市東区石原2丁目5番31号	
連絡先電話番号： 096-380-5225	FAX番号： 096-389-5493
ホームページアドレス	http://www.konoha-hoikuen.com

（２）基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
乳児保育・延長保育・障がい児保育・一時保育（自主）・地域子育て支援（自主）	入園、進級式・クラス懇談会・お見知り遠足・運動会・歯科検診・七夕会・アスパール・宿泊保育・敬老の集い・秋の遠足・芋掘り・内科検診・焼き芋会・みかん狩り・もちつき・クリスマス会・発表会・アスパスケート・人形劇鑑賞・豆まき会・保育参加・サッカー交流会・ひな祭り会・お別れ会・卒園式
居室概要	居室以外の施設設備の概要
保育室・乳児室・沐浴室・給食室・多目的室・事務室・子育て支援室・職員休憩室・授乳室	園庭（第一、第二）、プール、遮光ネット・築山・固定遊具、砂場・藤棚

2 施設・事業所の特徴的な取組

・園バスを利用した園外保育・専門の外部講師による指導（造形、詩吟、朗読）・コーナー保育、選択保育・セミバイキング方式での給食・サッカー交流会・保育の見える化・アルバム製作

3 評価結果総評

◆特に評価の高い点

1 のびのび自然

木の葉保育園の隣に県民総合運動公園（広さ99.6ha、昭和55年保育園開園と同時期にオープン）があり、春には桜の花びらが舞い散る中での登園など、四季折々の自然の変化を直接感じられる保育環境です。子どもたちは、運動公園内を散歩コースとして利用しています。広く白川が見渡せ、神園山、県民総合運動公園、田んぼや畑と近隣は自然豊かな環境に囲まれて、四季の移り変わりを身近に感じることができます。

園の第一園庭には、滑り台・うんてい等の固定遊具が配置され、第二園庭には築山や実のなる樹木、県木であるクスノキを中心に芝が植えられ、サッカーが出来るようゴールも設置してあります。子ども達が自然を感じ、取り入れて遊べるように工夫され、芝生で安心して遊べるよう配慮されています。

園舎については、鉄筋コンクリート2階建の本館（平成17年全面改築）と平成26年に建替えた新館があります。本館と新館の間のアプローチには紫外線防止の遮光ネットを備え、特に夏場はその下で未満児クラスは水遊びを楽しめます。二階のプールにはプライバシーを守るための設備もしてあります。

2 すくすく成長

5つの保育目標をかかげ、「知識を身につける」ということでなく、「社会性」や「人間性」を身につけるということを大切にされ、体の成長を促す保育として、運動遊びや散歩、園バス利用してのプールやスケートなど実施され、運動遊びの延長として他園とのサッカー交流会等も実施されています。

3 個性を大切にした保育

心の成長を促す保育として、異年齢保育、詩吟活動、生け花、菜園活動、飼育物の世話、食育活動などが取り組まれています。

保育活動の特色として、物事に主体的に取り組む姿勢を育む遊びとして「コーナー保育」言われたことをやるのではなく、活動を子ども自身が考える時間を大切にしている「選択保育」が行われています。

4 ヒヤリハットを毎日収集

安全な福祉サービスの実施に向けて、保育の中でのヒヤリハットの事例を毎日記録して、再発防止の対応を行っています。各クラスの職員が毎日事例を共有する事により、事故防止に対する意識が高まる効果があり、組織的な安全な福祉サービスの向上に取り組まれています。

◆改善を求められる点

1 収支計画作成について

事業計画は、中長期・単年度ともに策定されていますが、収支計画は中長期が未作成です。事業計画を実現するための財務面での裏付けとなるものですので、策定が期待されます。

2 質の向上に向けた取り組みについて

計画作成、実行、自己評価まで実施されています。さらに見直し、改善へ継続して実施することによって保育の質の向上につながると考えられます。主任保育士を中心に、より多くの職員の理解と参画を得て取り組まれることが期待されます。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H 28.3 .3)

今回の第三者評価受審へ向け、最初に職員共々確認したのは、包み隠さずありのままの保育を見てもらい、率直な評価を受けそれを今後に繋げていくことでした。準備を進めていくことでこれまでの保育のあり方を確認整理することもできました。調査員の方々からは2日間の評価で確信や自信になる言葉も多く頂きました。

また、今後へ向けては、欠けている部分や見直し部分なども明確になり、保育の質向上への道筋が鮮明になったと感じています。施設理念である「一人一人の子ども達を大切に、家庭と協力し日々の保育を実施し、地域の子育て支援に貢献する。」ために、自然環境など当園ならではの地域性を活かしながら子ども達の健全育成へ寄与していきたいと思います。

(別記)

(公表様式1)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

【保育所版】

◎ 評価機関

名 称	NPO法人だれにも音楽祭
所 在 地	上益城郡益城町福富822番地
評価実施期間	H27年5月12日～H28年2月29日
評価調査者番号	① 第13-008号④第15-002号
	② 第13-011号
	③ 第14-005号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 木の葉保育園	種別：保育所
代表者氏名：園長 富永 博文 (管理者)	開設年月日： 昭和55年 4月 1日
設置主体：社会福祉法人 白富会 経営主体：	定員：160名 (利用人数) 172名
所在地：〒861-8046 熊本県熊本市東区石原2丁目5番31号	
連絡先電話番号： 096-380-5225	FAX番号： 096-389-5493
ホームページアドレス	http://www.konoha-hoikuen.com

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
乳児保育・延長保育・障がい児保育・一時保育（自主）・地域子育て支援（自主）	入園、進級式・クラス懇談会・お見知り遠足・運動会・歯科検診・七夕会・アスパール・宿泊保育・敬老の集い・秋の遠足・芋掘り・内科検診・焼き芋会・みかん狩り・もちつき・クリスマス会・発表会・アスパスケート・人形劇鑑賞・豆まき会・保育参加・サッカー交流会・ひな祭り会・お別れ会・卒園式
居室概要	居室以外の施設設備の概要
保育室・乳児室・沐浴室・給食室・多目的室・事務室・子育て支援室・職員休憩室・授乳室	園庭（第一、第二）、プール、遮光ネット・築山・固定遊具、砂場・藤棚

職員の配置						
職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤	
園長	1		社会福祉主事	2		
副園長	1		保育士	14	9	
主任保育士	1		幼稚園教諭	9	7	
保育士	13	9	看護師		1	
看護師		1	栄養士	1		
栄養士	1		調理師	1	2	
調理師	1	2				
雇用員		2				
合 計	18	14	合 計	27	19	

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 理念・基本方針

一人一人の子ども達を大切に、家庭と協力し日々の保育を実施し、地域の子育て支援に貢献する。

3 施設・事業所の特徴的な取組

・園バスを利用した園外保育・専門の外部講師による指導（造形、詩吟、朗読）・コーナー保育、選択保育・セミバイキング方式での給食・サッカー交流会・保育の見える化・アルバム製作

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成27年 5月12日（契約日） ～ 平成28年 2月29日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成 年度）

5 評価結果総評

◆特に評価の高い点

1 のびのび自然

木の葉保育園の隣に県民総合運動公園（広さ99.6ha、昭和55年保育園開園と同時期にオープン）があり、春には桜の花びらが舞い散る中での登園など、四季折々の自然の変化を直接感じられる保育環境です。子どもたちは、運動公園内を散歩コースとして利用しています。広く白川が見渡せ、神園山、県民総合運動公園、田んぼや畑と近隣は自然豊かな環境に囲まれて、四季の移り変わりを身近に感じることができます。

園の第一園庭には、滑り台・うんてい等の固定遊具が配置され、第二園庭には築山や実のなる樹木、県木であるクスノキを中心に芝が植えられ、サッカーが出来るようゴールも設置してあります。子ども達が自然を感じ、取り入れて遊べるように工夫され、芝生で安心して遊べるよう配慮されています。

園舎については、鉄筋コンクリート2階建の本館（平成17年全面改築）と平成26年に建替えた新館があります。本館と新館の間のアプローチには紫外線防止の遮光ネットを備え、特に夏場はその下で未満児クラスは水遊びを楽しめます。二階のプールにはプライバシーを守るための設備もしてあります。

2 すくすく成長

5つの保育目標をかね、**「知識を身につける」**ということだけでなく、**「社会性」や「人間性」**を身につけるということを大切にされ、体の成長を促す保育として、運動遊びや散歩、園バス利用してのプールやスケートなど実施され、運動遊びの延長として他園とのサッカー交流会等も実施されています。

3 個性を大切にした保育

心の成長を促す保育として、異年齢保育、詩吟活動、生け花、菜園活動、飼育物の世話、食育活動などが取り組まれています。

保育活動の特色として、物事に主体的に取り組む姿勢を育む遊びとして「コーナー保育」言われたことをやるのではなく、活動を子ども自身が考える時間を大切にしている「選択保育」が行われています。

4 ヒヤリハットを毎日収集

安全な福祉サービスの実施に向けて、保育の中でのヒヤリハットの事例を毎日記録して、再発防止の対応を行っています。各クラスの職員が毎日事例を共有する事により、事故防止に対する意識が高まる効果があり、組織的な安全な福祉サービスの向上に取り組まれています。

◆改善を求められる点

1 収支計画作成について

事業計画は、中長期・単年度ともに策定されていますが、収支計画は中長期が未作成です。事業計画を実現するための財務面での裏付けとなるものですので、策定が期待されます。

2 質の向上に向けた取り組みについて

計画作成、実行、自己評価まで実施されています。さらに見直し、改善へ継続して実施することによって保育の質の向上につながると考えられます。主任保育士を中心に、より多くの職員の理解と参画を得て取り組まれることが期待されます。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H 28.3 .3)

今回の第三者評価受審へ向け、最初に職員共々確認したのは、包み隠さずありのままの保育を見てもらい、率直な評価を受けそれを今後につなげていくことでした。準備を進めていくことでこれまでの保育のあり方を確認整理することもできました。調査員の方々からは2日間の評価で確信や自信になる言葉も多く頂きました。

また、今後へ向けては、欠けている部分や見直し部分なども明確になり、保育の質向上への道筋が鮮明になったと感じています。施設理念である「一人一人の子ども達を大切に、家庭と協力し日々の保育を実施し、地域の子育て支援に貢献する。」ために、自然環境など当園ならではの地域性を活かしながら子ども達の健全育成へ寄与していきたいと思えます。

7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対 象 者	対 象 数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利 用 者 本 人	1 4 0	
	家 族 ・ 保 護 者		
聞き取り調査	利 用 者 本 人		
	家 族 ・ 保 護 者		
観 察 調 査	利 用 者 本 人		

(別紙)

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
1-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> ・理念、基本方針はホームページ、法人文書、事業計画、入園のしおり、パンフレット等で文書化周知され、園の使命、目指す方向等読み取ることが出来ます。 ・職員行動規範となる職員行動指針を策定し、子どもの人権尊重や個人尊厳に関わる姿勢が明確にされています。 ・職員への周知は、年度末の職員会議において、背景から意味目的まで丁寧に説明があり、また、定期的に行われる会議で振り返り、周知状況を確認し、継続的に取り組みを行っています。 ・保護者への周知は、入所前説明会において、重要事項説明書をもとに個別に説明が行われ、同意を得ています。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> ・全国の動向については、インターネット、保育業界雑誌、熊本市保育園連盟等からの情報を得ています。 ・地域の動向については、熊本市総合計画、熊本市子ども輝き未来プラン等の資料から動向と内容を知り得ています。 ・校区ごとの利用者数、ニーズ、地域の特徴等も把握し、保育利用者の推移、利用率の分析も行っています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> ・校区における人口の現状や幼稚園が存在しない等、専業主婦家庭の保護者のニーズ、ひとり親世帯等、世帯構成の変化からソーシャルワークの必要性など課題を明らかにされています。 ・事業環境を取り巻く環境と経営状況の改善に向けた取り組みとして、平成28年度から幼保連携型の認定こども園に移行される予定です。 ・これらは、年3回実施される法人会議の役員間で共有され、職員にも周知されています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価 結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ (b) ・c
<コメント> ・事業計画については、一人ひとりの子ども達を大切に、家庭と協力して、日々の保育を実施し、地域の子育て支援に貢献することを理念とし、5つの基本方針を柱に中長期計画が策定されています。 ・施設理念、基本方針等ビジョンを明確にし、経営組織、事業管理、財務管理、人事管理等に分類し、項目ごとに具体的な計画となっています。 ・中長期収支計画については、現在会計士と検討しています。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ (b) ・c
<コメント> ・事業計画は、基本方針、資金計画、保育運営、給食運営、安全管理、保健衛生管理、職場運営、職員会議、職員構成などの項目ごとに中長期を踏まえた計画が策定してあります。 ・単年度収支計画は、詳細に策定してありますが、中長期収支計画が未策定のため事業計画のみの反映となっています。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	(a) ・b・c
<コメント> ・定期的に行われる職員会議や個人面談で、設備から保育内容など、安心安全な保育を提供していく上での、職員からの意見聴取が行われ、内容検討後反映されています。 ・事業計画は、文書にしてファイル化し、各クラスに配布設置し、職員への周知が図られています。 ・進捗状況については、定期的に職員会議で確認し、修正や見直しが必要であれば、その都度行っています。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	(a) ・b・c
<コメント> ・1月頃実施される入所申込や入園前説明会で、重要事項説明書や入園のしおりをもとに説明が行われています。 ・4月に実施される父母会（保護者会）やクラス懇談会等で再度説明を実施しています。 ・計画（行事）等の周知に対しては、事あるごとに、園たより・クラス便り等で参加を促しています。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価 結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ (b) ・c
<コメント> ・保育課程にもとづき、計画策定、保育実施、保育書類の記述や見直し等行われています。 ・設備等に関しても、会議等で意見要望等の場を設けています。		

・自己評価は、自己評価チェックシートで年1回行われていますが、回収はされずに各自での見直し検討となっています。 ・組織としての分析、検討する体制整備が期待されます。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ (b) ・c
<コメント> ・100項目余りの詳細な自己評価チェックシートの実施や、職員会議などで個々の課題は明確になっていますが、回収はされていません。 ・課題を組織として共有、文書化し、保育の質の向上に向けた改善策や改善計画の取り組みが期待されます。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	(a) ・b・c
<コメント> ・当法人の法令遵守規程第6条で、管理者の役割と責任について、明確に表明しています。 ・また、自らを含む職務分担表についても、役割と責任を位置付け、文書化し職員会議等において表明し理解を得ています。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a) ・b・c
・行政や保育協会・保育協議会等が開催する法令研修に参加し、理解に努めるとともに、法令遵守規程を策定し、職員に周知を図っています。 ・また、社労士事務所より月1回来園があり、研修や相談助言等を受けています。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ (b) ・c
<コメント> ・定期的に行われる自己評価や10月、1月の個人面談、また職員会議での報告など保育の現状について課題把握をされています。 ・改善のため、課題の内容に応じて具体的な取り組みが期待されます。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	(a) ・b・c
<コメント> ・経営の改善や業務の実行性の向上にむけて、毎月職員定数の確認を実施し、労務士に毎月来園してもらい、労務の現状整理や相談を行い、最新の労務情報を得ています。 ・個人面談等により、意見や要望、家庭の状況、休暇等聴取し、働きやすい環境整備に取り組んでいます。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価
--	-------

		結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<コメント> ・10月、1月に個人面談を行い、次年度の就労意向や希望等を把握し、人員体制の計画を行っています。 ・状況をみて、保育士養成校に依頼し、合わせて実習の受け入れなど連携を図っています。また、全体的なバランス（新任、中堅、ベテランなど）も考慮しながら求人先等検討しています。 ・人材育成については、園内研修、園外研修等さまざまな研修参加の機会を設け、職員の育成に努めています。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
<コメント> ・法人の理念、基本方針にもとづき、期待する職員像（職員の行動指針）を明確にしています。 ・人事基準は明確に定められ、事務所内でいつでも閲覧できるように設置し、職員に周知してあります。 ・職員処遇については、有給休暇の取得率向上、時間外労働の短時間化、労働時間の柔軟性など配慮されています。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉠・b・c
<コメント> ・副園長、主任保育士による年2回の個人面談では、振り返りややりがい、人間関係、目標、新年度に向けての希望など、職員の就労状況や意向の把握が行われています。 ・有給休暇や時間外労働についても、定期的に確認し、職員の就労把握が行われています。 ・悩み相談等については、主任保育士が対応し、また、福利厚生として予防接種、健康診断の実施、本人の希望があれば特別検診（子宮がん・乳がん）も受診できるようになっています。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㉡・c
<コメント> ・園の理念、基本方針、保育の目標等を踏まえ、園の全体目標やクラス目標は、明確にされています。 ・年2回実施の個人面談では、一人ひとりの職員とのコミュニケーションの場も設けられ、目標についての話しあいも行われていますが、記録がありません。 ・目標管理に関する仕組みを設定し職員一人ひとりの目標管理シートを作成されることが期待されます。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<コメント> ・保育の質向上のため、人材の継続的な育成、職種毎の必要な基礎的能力の向上、専門的知識や技術の取得など、「職員の教育・研修に関する基本方針」の目標や姿勢等明文化してあり、研修に参加しています。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されてい	a・㉡・c

	る。	
<コメント> ・園内外の様々な研修に参加され研鑽に努められ、記録や報告会も行われています。職員一人ひとりの職員別研修履歴書を作成され、活かされる事が期待されます。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ (b) ・c
<コメント> ・実習生受け入れに関するマニュアルを作成し、整備され、ホームページ等でも紹介がされています。 ・「福祉人材を育成すること」、「保育に関わる専門職研修・育成の協力」など、受け入れに対する基本姿勢を明確にされることが期待されます。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	(a) ・b・c
<コメント> ・理念、基本方針、提供する保育内容、等々ホームページや園のしおり、パンフレット等で公開し、そのつど最新の情報を公開しています。また、普段の保育の様子を“見える化”する取組みとしてブログや動画ページも活用して定期的に伝えています。 ・予算、決算については、官公庁のホームページに掲載し、苦情相談の体制も紹介しています。 ・地域向けの子育て支援の情報は、校区回覧板や案内状配布等で公開しています。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ (b) ・c
<コメント> ・事務、経理、取引等に関する職務分担と権限・責任が明確にされ、問題発生を予防するための体制を構築しています。これらは、職員にも周知されています。 ・法人運営の透明性の確保のため、月に一度税理士による確認および助言や相談を行っています。 ・担当役員による内部監査が、年2回行われ、助言も得ています。 ・外部監査は実施されていません。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	(a) ・b・c
<コメント> ・地域との関わりについて、基本的な考え方を「地域交流ガイドライン」で文書化し、取り組んでいます。 ・地域のイベント等、情報を収集し、ポスター掲示や案内状配布をして、保護者に提供しています。		

・園で行う木の葉チビっ子まつり（秋祭り）では、地域の方に案内状を配り招待し、喜んでもらっています。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
<コメント> ・受け入れに関する基本姿勢、学校教育等への協力についての基本姿勢が明文化されています。 ・マニュアルを作成し体制が整っています。小・中学校からの職場体験学習や保育ボランティアなど手順に従って行われています。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
<コメント> ・小・中学校、行政、特別支援学校、子育て支援センター、他保育園など連携を明示した、リストが作成され、必要に応じて連携が行われています。 ・特に、気になる子どもに関しては、ウェルパル熊本と連携し、ケース会議を定期的に関いたり、託麻北校区の子育て支援ネットワークともあいの定期会議に参加したりして連携を密にしています。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	㉠・b・c
<コメント> ・要望があれば、地域住民の集会場として、夜間限定で貸し出し、災害時、一時的な避難場所として自治会に伝えています。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
<コメント> ・理念に「地域の子育て支援に貢献する」と明記し、地域との交流を意図した取組を行っています。 ・月3回ココちゃんクラブ（子育ての集い）で、園に在籍していない子ども達に、園を開放し、保護者の方々にくつろぎや子育て情報等を提供しています。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
<コメント> ・利用者を尊重する姿勢は「倫理要領」の中に、基本理念や保護者と共に協力して子どもを支える姿勢等が掲げられています。 ・「職員の行動指針」には、子どもの基本的人権を尊重した姿勢が具体的に記載され、職員が共通の理解をするための取り組みとして、毎日の昼礼や職員会議で伝達や振り返りが行われています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した	㉠・b・c

	福祉サービス提供が行われている。	
<コメント> ・利用者（子ども・保護者）の権利擁護の姿勢は「プライバシーの保護に関する規程」の中に、保育場面に応じて職員が利用者のプライバシーが守られるよう配慮した言動が、表記され伝えられています。 ＊園での具体的な取り組みとして ・子どもの写真は保護者の同意を得て掲載する事 ・プール遊び（2階のバルコニー）の時は半透明のフェンスを張り、外部から見えない工夫をしている ・食物アレルギーのある子の情報は職員だけが情報を共有し、他の保護者に漏れないよう配慮した献立表の表示等、プライバシーに配慮した取り組みが行われています。 ・不適切な事案の対応については主任をはじめ昼礼、職員会議等で随時検討され改善の取り組みに努められています。		
Ⅲ- 1 - (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ- 1 - (2) - ① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
<コメント> ・保育所の内容や特性を知る情報はホームページの他に「コッコちゃんクラブ」のチラシ（園の年間行事や保育支援内容等）が郵便局や区役所等に置かれ、多くの人びとが入手出来るようになっています。 ・利用希望者には随時希望に合わせて個別の園内見学や園のパンフレットによる説明等の対応が行われており情報の提供に努められています。		
31	Ⅲ- 1 - (2) - ② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
<コメント> ・利用者への福祉サービスの内容の開始や変更の説明は「入園のしおり」と「入園事項説明書」で行われています。 ・保育サービス内容の同意については利用者に説明をした後、口頭で同意を得る様になっています。		
32	Ⅲ- 1 - (2) - ③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
<コメント> ・退園や育休、他の事業所等への移行や変更は申し出を受けた後 子どもの状況を記載した「本園在籍記録」で文書での引継ぎ、申し送りが出来るようになっています。 ・退園後も相談出来るように、「園のしおり」に記載されている「相談申し出窓口」の内容の部分をコピーして保護者に渡し、継続性に配慮した取り組みが行われています。継続が必要な場合は随時役場の保健師や民生委員との連携体制も取り組まれています。		
Ⅲ- 1 - (3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ- 1 - (3) - ① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	㉠・b・c
<コメント> ・利用者満足の上昇のための取り組みは、アンケート調査（運動会等の行事後、給食等）やクラス懇談会・保護者総会等により、利用者から要望、意見の把握が行われています。 ・利用者のニーズがアンケート等を通して把握された後の改善点や見直しは職員会議や保護者会・役員会等で分析検討され、保育サービスの改善や利用者満足に向けた取り組みが実施されています。 - アンケートの結果や改善内容は必要に応じて文書等で保護者に報告されています。		

Ⅲ- 1 -(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ- 1 -(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> ・ 苦情への対応は苦情解決の仕組み（苦情内容、相談者、処理の手続き概要等）は確立しており「苦情解決実施要項」を作成して、文章化されたものが使用されています。 ・ 解決は責任者（施設長、主任）や必要に応じて第三者委員（元児童委員・法人監事）の体制が整備されており苦情の対応、解決に努められています。 ・ 今後、園が取り組んでいる苦情解決の仕組みが機能して、より多くの利用者に周知されるための工夫や検討内容・結果を利用者にフィードバックする方法（文書の配布による周知）等、利用者の満足に向けての取り組みが望まれます。		
35	Ⅲ- 1 -(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> ・ 利用者は相談しやすい相手（担任・施設長・主任等）を選択出来て、相談内容により、意見を述べやすい環境の場所（事務室やパーテーションで囲ったホール等）の配慮がされています。 ・ 意見箱は玄関横（主に3～5才児の保護者が出入りする）の場所にだけ設置されていますが、利用されるケースが殆ど無い状況です。 ・ 今後、意見、要望が（0～2才児の保護者も含め）気軽に述べやすい環境の整備が望まれます。		
36	Ⅲ- 1 -(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・ 利用者からの相談や意見は「意見・要望の受付報告書」に記録され、昼礼や管理者会議、役員会議等で改善方法を検討されています。 ・ 近年の利用者からの要望意見は、利用者駐車場の外灯設置希望や利用者のマナー違反に関する意見等があり、要望の解決に努められています。検討内容や結果は、園のたよりや掲示板で対応されています。		
Ⅲ- 1 -(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ- 1 -(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・ 事故防止の取り組みは、毎日の保育でのヒヤリハットの事例を、各クラスに設置されたパソコン内のヒヤリハット様式の中に日常的に記録され（昼寝の時間帯）ています。記録することで、職員の子どもの安全にたいする意識が高まり、各クラスの事例も共有出来る仕組みがあります。 ・ 事故や怪我等の発生時の手順は（報告～連絡体制迄）表示され、事例の収集も行われています。 ・ 再発防止に向けての改善や話し合いの取り組みは、職員会議や園内研修（事例情報の読み合わせ・A E D研修防犯研修等）で行われています。		
38	Ⅲ- 1 -(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉠ ・ b ・ c
<コメント> ・ 感染症対策については「発生時対応マニュアル」が作成されておりマニュアルのファイルが各クラスに常備されています。		

・感染症の種類によるマニュアル（各感染症の症状や感染経路、留意点、登園の日安や予防法等）は文章化されています。 ・感染症の嘔吐物等で汚染された時に使用する常備品（使い捨て手袋・マスク・次亜塩素酸ナトリウム・汚物入れ）は整備されて汚物の洗い場も整備されています。 ・予防には各部屋にインフルエンザ予防湿度計（維持する温度と湿度の適正値を示す物）があり、消毒、殺菌にはセーフコール（エタノール系手指消毒）や希釈した次亜塩素酸（園舎内の除菌）の使用が行われています。 ・感染症の勉強会は職員会議や研修会等で職員への周知の取組みが行われています。		
39	III-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠・b・c
<コメント> ・災害時の安全の取り組みは、災害時対応マニュアルが（火災、豪雨、地震、不審者侵入等の内容で）整備されています。 ・防災計画は年間計画があり、毎月1回避難訓練が行われており、避難経路の把握や安否確認、連絡報告方法等の訓練が実施されています。 ・地域の消防署や警察との連携体制があり、安全確保の対策がとられています。 災害時の食料等の備蓄品リストを作成し（担当副園長）、備蓄品も整備されています。		

III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	III-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	㉠・b・c
<コメント> ・保育理念や方針に基づき保育計画は作成されており、園児の毎日の保育内容や生活状況は園のホームページで紹介されています。 ・子どもの卒園の時渡される園での生活や、年間の行事、成長記録を残した一人ひとりの写真アルバムの作成が行われています。		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉠・b・c
<コメント> ・保育の実施方法についての検討は毎月各クラスで（特に気になる子の状況や報告等）行われて、職員は共有出来るようになっています。 ・保育の実施の見直しは必要時に職員会議で検討され、保育計画（年間行事、月間計画保育日誌等）の見直しが行なわれています。		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a・㉠・c
<コメント> ・保育サービスの実施計画は、標準的な実施方法が取り入れられています。 ・支援困難な子どもの保育サービスの対応については、ケース会議の中で話し合わせ、保育実施計画の中に取り入れています。 ・今後子ども一人ひとりのニーズ（生活状況・身体状況）に合わせた個別計画の充実が期待されます。		
43	III-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c

<コメント> ・保育計画の実施の見直しは、毎日の昼礼や各クラスの月間計画、年間計画で行われています。 ・保育内容の変更を要する時は、職員会議で話し合い、変更内容は職員会議録に記録して、各クラスの職員に回覧板で周知を図るようになっていきます。		
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	III-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
<コメント> ・子どもの毎日の保育は昼礼で報告されて把握され、情報の共有はパソコンや回覧等で共有出来るようになっていきます。 ・記録の書き方に差異が生じ無い様に、記録要領の作成や職員への指導・研修等に努められています。		
45	III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<コメント> ・個人情報保護規定があり、個人情報の記録の管理・保管・廃棄に関する事や、利用者のプライバシー保護に関する規程が整備されています。 ・保護者への説明は、個人情報の取り扱いや守秘義務については、入園時・進級時に説明されて、「入園のしおり」にも明示しています。 ・職員に対しては、職場内研修等で教育が行われています。		

評価対象Ⅳ

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
46	A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a・㉠・c
<コメント> 保育課程は、年度末の職員会議において、園長・副園長を始め、保育士・看護師・調理担当者、非常勤職員も含め全職員が参加して、評価改善しています。 保育の目標・望ましい子ども像を冒頭に掲げてありますが、保育理念・保育方針・目標に基づいて編成されることが望まれます。又目標の文言に、他の書類との一致が望まれます。		
47	A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・㉠・c
<コメント> 乳児室は、134㎡の保育室と29㎡のほふく室に、19名の0・1歳児が5名の保育士と、看護師合わせて、6名の職員に見守られ、明るく、家庭的な雰囲気の中で過ごしています。 連絡帳により、家庭での状況を把握し、登園時には、検温・視診・触診が行われています。 エアコンの暖房と合わせて、床暖房が設置され、空気清浄機が作動しています。子ども達は靴下を脱いで、安全に室内遊びを楽しんでいます。 個人別指導計画を作成し、子ども一人ひとりの発達に合わせ、成長を促しています。又毎日児童表に子どもの様子を記入し、毎月園長・主任に提出されています。その中で、気になる子どもがいる時は、ノートに記入の上、職員会議でも報告しています。 離乳食については、個人面談において保護者から、詳しく家庭での状況を聞き、家庭と連動して進めています。鶏卵・小麦・乳製品など、アレルギーの出やすい食品には特に注意し、		

必ず、家庭で食べた連絡を受けてから園でも始めています。 「保育マニュアル」の、＜乳幼児における留意点＞のなかで、SIDS について詳しく記述され、発症の危険性を低くするための留意点 12 項目を挙げています。看護師を中心に、5 分ごとに、体の向きと健康のチェックが行われています。 年間を通して決まった複数の担任が、温かく関わっていますが、特定の保育士が、応答的に働きかける事で、愛着関係を築き、人に対する基本的信頼感も芽生えますので、この時期は、特定の担当を決めて保育されることが望まれます。		
48	A-1-(1)-③ 1・2 歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c
<コメント> 家庭での状況を、連絡帳により把握し、登園時には検温・視診・触診が行われ、保健的な配慮をしています。 保育室での遊びに加えて、多目的ルーム、2つの園庭があり、それぞれ探索活動が楽しめるようになっています。園庭には、わんぱく砦と名付けたアスレックス・恐竜のすべり台・砂場・汽車・鉄棒・雲梯などがあって自由に遊び、保育者の関わりがあります。 園庭などで自由に遊べる時間は、異年齢混ざり合って遊んでいます。延長保育の時間帯、又夏場の水遊びも異年齢での遊びとなっています。 家庭との連絡は、連絡帳の活用により、園での生活を詳しく伝えていきます。又送迎時の会話、保育参加・行事の際などにも行われ、特別な相談のある場合は、何時でも子育て支援室や事務室などで行われ、必要な時は担任だけでなく、園長・主任も交えて行われています。		
49	A-1-(1)-④ 3 歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c
<コメント> 3 歳児は、遊びの中で、ハサミ・折り紙・おまごなど、好きなことを安全に出来るよう、コーナー保育などの、環境の設定を行っています。 4 歳児は、ゲーム遊びや、鬼ごっこなどの集団遊びを通して、自分の意見を伝え、友達と楽しんで遊べるように、保育者が関わっています。 5 歳児は遊びの中で、カプラやブロック等で、大きな物を協力して作りあげたり、サッカーなどで協力して遊んだりしており、保育者が適切に係わっています。サッカーについては、年度末に近隣の保育園 7～10 園合同によるサッカー交流会に参加しています。 5 歳児は、10 年間ほど亀の飼育に、当番活動として取り組んでいます。水替え・水槽や甲羅・砂を洗うなど、協力して行っています。プランターの花の水やりもされています。 5 歳児はカントリーパークに園バスで出掛け、野菜づくりに取り組んでいます。その中で落花生では、種まき・苗の植かえ・収穫し・洗浄・乾燥し、オーブンで炒って、給食やおやつに出されています。園児たちは、土の中から落花生が出てくる事に驚き、楽しんで行っています。 例年、立田の「雑草の森」で行われる、5 歳児のお泊り保育では、協力して昼食に焼きそばを作り、夕食には野菜をみんなで一緒に刻み、カレーを作っています。果物をたっぷり乗せた、デザートも出されます。翌日の朝食には、牛乳パックに、キャベツとソーセージを挟んだパンを入れ、そのまま焼いた、美味しいホットドッグをみんなで頬張ります。どれも、友達や保育士と協同した、懐かしい思い出として、残っていきます。 お便りやブログを通じて、園生活の様子を配信し、保護者には保育参加で、実際に園の取り組みを伝えていきます。小学校には幼・保・小の連絡会が、年 2 回行われ、情報交換をしています。 年度末には各クラスで、一人ひとりのぬり絵・貼り絵・スタンプ・お母さんの顔などの作品を纏め「おもいで帳」として保護者に渡されます。 5 歳児が卒園の際は、保育園の生活を撮影した「アルバム」が渡されます。		

50	A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	㉠・b・c
<コメント> 5歳児は、32名のクラスを6つのグループに分け、色・食べ物・アニメの人物名などの名前を付けて、日常の園生活をしています。何度かグループを変え、誰がリーダーになるか、偏らないように話し合っています。又グループや全体で、共同製作などをしたりしています。 5歳児に地域の講師による詩吟の活動がおこなわれています。月2回2名の講師が着物を着、専用キーボード持参で来訪し、「熊本城」「松竹梅」などの曲と一緒に歌いながら指導し、発表会で披露されています。伝統芸能に挑戦することにより、日本古来の言葉に触れ、行儀作法なども学ぶ機会になっています。 小学校との交流では、校区小学校の「健康クラブ」の活動として、1～3年生の生徒14～5名が、0・1・2歳児のクラスで1時間程遊びます。又校区の保育園2園が小学校に招かれ、2年生が歌や楽器の演奏をしたり、校内を案内してくれます。 昨年の年長児担任が、小学校での授業参観に行き、2年生と「ふれあい給食会」行事で小学校給食を食べるなど、園の職員と小学校教員の交流もあります。 保護者の希望により、個人面接を行い就学前の不安・悩みに答えています。 保育所児童保育要録は、園長の責任の下、担任が記入しており、一人ひとりの子どもの良さや全体像が伝わる様、減点法でなく加点法で記入され、小学校に送付されています。		
51	A-1-(1)-⑥ 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	㉠・b・c
<コメント> 「職員の行動指針」をまとめ、子ども達の基本的人権を尊重した行動をとるべきと明記し、人として対等な言葉使い、行動を定めています。又業務マニュアル「保育者の心得」の中でも正しく・分かり易く・感じよくと明記しています。 市で行う人権研修に職員が参加し、職員会議でその内容の報告を行っています。		
52	A-1-(1)-⑦ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	㉠・b・c
<コメント> 入園説明会で一人ひとり面接し、既往症・予防接種の状況等を記入した「身体発育記録」と「家庭状況調査票」の提出を頂き、子どもの成育歴や家庭の状況の把握をしています。 ならし保育は、3月中に子どもだけ登園する場合も含めて、子どもの状態や保護者の希望により、柔軟に行っています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
53	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
<コメント> 各保育室は窓が大きく、定期的に換気が行われています。室温はエアコンで調節され、0歳児室・2歳児室には床暖房が設置され、空気清浄機の活用がされています。又、PM2.5や黄砂・空気汚染の情報にも毎日注意した上で、保育が行われています。 毎月10日に、室内遊具などの安全確認をし、必要な場合には修理・改善をしています。砂場は毎日砂おこしをし、0歳児の哺乳瓶・コップなどは、洗浄後赤外線消毒をしています。寝具については、夏場は毎週、冬場は隔週持ち帰り、日に干しシーツの洗濯がされています。 手洗い場・トイレは一日2回清掃を行い、使用の際には保育士一人が付く様にしています。トイレの便器などの消毒には、次亜塩素酸ナトリウムを希釈した物を使っています。		

3歳未満児は手洗いの際、保育士と共に洗っています。手指の洗浄には石鹸が、消毒にはエタノールが使われています。 家具は温かみを感じられる木製の物を使うようにしています。熊本県産の机・椅子が使われている部屋もあります。又5歳児室は小学校入学を見越して、年度後半は一人ずつの机を使っています。		
54	A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	㉠・b・c
<コメント> 着脱の自立に向け、パンツ・ズボン・スカートや靴などの着脱をしやすい様に、腰かけられるベンチや椅子を準備し、衛生的に床に座って着脱が出来る様に、タオルの準備をしています。又ままごと遊びや人形遊びなどに、着せ替えを取り入れ、楽しく身につく様にしています。 トイレ後・遊びの後・食事の前には、せっけんで手洗いをし、食事の前にはアルコール消毒をしています。 2歳児は、食後にうがいをし、3歳以上児は、歯磨き・うがいをしています。歯磨きの際には、手洗い場の隣に椅子を用意し、落ち着いて座って出来るよう配慮されています。 園舎に続いた場所と、そこから階段を下りた場所の、2か所園庭があり、上の第一園庭は固定遊具が充実しており、下の第二園庭は固定遊具もありながら、子ども達が植えた芝生広場になっています。それぞれのクラスの保育の目当てに応じて、安全に楽しく遊べるようになっています。 園庭では、固定遊具の他、三輪車・スクーター・押す一輪車・ボール・砂場セットなどが用意され、室内ではままごと・ブロック・自動車・平均台・鉄棒・跳び箱・マット・パズル等の他、5歳児の部屋では、あやとり・地域の老人会から頂いた昔ながらの数珠玉が入ったお手玉にも人気があります。		
55	A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
<コメント> 粘土・ハサミ・のり・クレヨン等の他、絵の具も用意され、5歳児は、にじみ絵の製作をし、3・4歳児は夏場、色みず遊びが大好きです。カプラが3箱あり、3・4・5歳児合同で、さまざまな動物・建物・乗り物などを作り、異年齢の交流を楽しんでいます。 又隣接する運動公園や近隣の散歩にも異年齢で出掛けています。その際には、5歳児が4歳児や3歳児と手を繋ぎ、車道側を歩くなどの配慮が自然に行われています。 当番活動は、給食の際の食器を運んだり、片付けを職員と一緒にしたりしています。又職員と一緒に、保育室の掃き掃除・雑巾がけをしています。5歳児は亀のお世話もしています。 3・4・5歳児は、それぞれのクラスごとに、度々協同して制作に取り組みます。5月6月にファミリーデーを設定し、手形や自分の顔などを描いて切り取り、大きな色画用紙に貼り、一つの作品にして、階段の踊り場などに貼っています。こいのぼりを各クラス2つずつ製作し、カラーロープで玄関前に飾っています。お正月の前には、「あけましておめでとう」の大きなポスターを、松・竹・梅などをにじみ絵で製作し、貼り出しています。		
56	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがかわれるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
<コメント> 上下の園庭には、それぞれ大きな銀杏の木、県木のクスノキを始め、金木犀・白藤・どんぐりの木などの樹木や、可愛い花々が植えられ、園舎内にも植物の鉢が置かれています。 玄関に金魚・メダカの泳ぐ水槽が置かれ、2歳児保育室にも金魚が飼われています。5歳児が10年にもわたって代々カメのお世話をしています。3・4・5歳児は、秋に動植物園に遠足で行き、さまざまな生き物と触れる機会があります。		

園バスを利用して、博物館・防災センター・子ども文化会館などを訪れ、社会体験の機会を作っています。 「藤崎宮の秋の例大祭」に合わせて、飾り馬が身支度を整えて訪問してくれます。すぐ近くの、「年穂神社」での七五三のお参りや初詣を、毎年の行事にしています。 大型紙芝居・パネルシアターが充実しており、季節に応じて読み聞かせています。絵本コーナーや各保育室には、季節や事象に合った絵本を用意しています。教材室にも絵本が豊富に用意して有り、季節によって入れ替えています。		
57	A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
<コメント> 6歳児は外部講師の指導で、詩吟に取組み、伝統の日本語に触れています。絵本・大型も含めた紙芝居・パネルシアターで読み聞かせ、カルタなど様々な媒体で、様々な言葉に触れられる様にしています。 大太鼓・小太鼓・メロディオン・タンバリン・カスタネット・カウベル・バスマスター・ボンゴ・コンガ等の楽器が用意され、楽しんで演奏しています。12月には発表会が、菊陽町図書館ホールで行われ、お遊戯・歌・詩吟等と共に、楽器演奏も披露されています。 クレヨン・粘土・色鉛筆・絵の具・ハサミ・紙などがクラスごとに用意され、何時でも自由に出して、遊べるようになっています。 発表会だけでなく、運動会・近隣の老人ホームへの慰問・祖父母の会・保育参観などでも、様々な歌や楽器の演奏などを披露しています。		
58	A-1-(2)-⑥ 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	a・㉡・c
<コメント> トイレや各保育室には、ひらがなと絵で案内表示があります。当園舎は平成17年改築部分と26年改築部分があり、外来者には判りにくいですが、玄関に園全体の見取り図が設置されています。 1階が2歳児室、2階が子育て支援室になっている棟は、別棟となっており、その間は簀の子が敷かれています。保育室に入るのにスロープがあるものの、スムーズな移動が出来にくいと思われます。園の中の2階への階段は、2か所あり、どちらも高低差のあるスロープが付いていますが、車椅子の方などの移動は困難と思われます。どちらも、中・長期的な計画の中での検討・改善が期待されます。 各クラスに人的支援の担当者を置き、必要な時にはすぐ対応出来る様にしています。年に一度、保護者に対して施設・設備に付いての満足度や、改善して欲しい点をアンケートで把握したうえで、保護者や来所者が利用しやすい施設となる様、全職員での話し合いを行っています。		
A-1-(3) 職員の資質向上		
59	A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	㉠・b・c
<コメント> 各種指導計画や、毎日の保育日誌などを基に、職員会議で検討し、保育目標やねらいの達成状況や、課題となっている事を明らかにし、保育の質の向上に努めています。 職員は年に1回、幼稚園教師・保育所保育士「保育者のための自己評価チェックリスト」に基づき、293のチェック項目と自由記述部分に答え、園長・主任保育士に提出され、評価されています。 職員の約40%は、自己評価への取り組みについて、まだ不十分と感じている事を付記します。		

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
60	A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	①・b・c
<コメント> 個人差の大きい乳幼児期の子ども一人ひとりを、温かく受け入れ、優しく語り掛け、見守りながら、子どもの発達の特性や発達過程に沿った、適切な援助を心掛けています。 「～できたかな?」「これが終わったら、～をしようね」など、子どもが自らやってみようと思える言葉や、見通しが付くような言葉を用いながら関わっています。なぜしてはいけないのか、危ないのかを具体的に伝える様にしています。 子どもの欲求や要求には、その場で対応していますが、すぐ応えられない時は、気持ちを受け止め、対応できるようになるまで、手を握ったりして「ちゃんと聞いてもらえる」と言う安心感を持てるようにしています。 駄々をこねたりする場合には、お気に入りの毛布やタオル・絵本・おもちゃなどをそばに置くなど、一人ひとりに合った対応を行っています。年長児など一人で居たいようであれば、少し離れた場所で見守る様にしています。		
61	A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	①・b・c
<コメント> 過去には意見書の出ている子どもの在籍がありましたが、現在はありません。障がいのあるなしに関らず、出来る範囲でクラスの子ども達と行動し、子ども同士で関わり合い、共に成長できる環境や関わりを心掛けています。 子どもが興奮したりした時に、落ち着けるようにクールダウンの場所を、教材室に設定しています。 誰にも分かり易い様に写真や絵カードで、おもちゃの片付け場所や、次にする行動が理解できるような配慮があります。 職員は研修を受け、発達支援コーディネーターの資格を持った職員が、複数在籍しています。 玄関に子育て支援や、障がい児保育に関する資料を置き、自由に取れる様にしています。又4歳児クラスの後半で、保護者に「言葉の教室」の案内プリントを配布し、保護者に障がい児保育に目を向けるきっかけ作りをしています。		
62	A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・②・c
<コメント> 未満児室には畳やマットなどが用意され、眠いなどの子がいる場合には、コーナーを利用して、目の届く場所で、休める様にしています。 夕方は0・1歳児、2・3歳児、4・5歳児がそれぞれ17時迄一緒に過ごし、18時過ぎから延長保育で一緒に過ごしています。その際はおにぎりが提供されていますが、献立表などの明記が望まれます。 子どもの様子について、保護者に伝える事があれば、メモに書いて壁に貼り、伝え漏れの無い様にしています。祖父母の迎えなどの場合、直接保護者に伝えたい事は、連絡帳に記入の上、担任が電話をする事もあります。		
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
63	A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a・②・c

<コメント> 入園時に「身体発育記録」により、既往症や予防接種の情報を得た上で、毎年年度末に配布し、常に新しい情報を得られるようにしています。 業務マニュアルの中に「健康管理マニュアル」があり、「怪我発生時のマニュアル」「感染症対策マニュアル」を整備しています。今後は子どもの生活リズムや食習慣を把握し、発達・発育に適した生活を送ることが出来るような援助をするため、保健計画の作成が望まれます。		
64	A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	㉠・b・c
<コメント> 各保育室とも十分な広さがあり、コーナーで分けて、ゆっくり食事を楽しむことが出来ます。食事の前に、その日の献立や食材の話などをし、園で育てた野菜であれば、紹介しています。 園のすぐ前が運動公園になっており、春先にはテラスに出て、満開の桜を楽しみながら食事をします。上の園庭の砂場には白藤の棚があり、花が咲くとその下でおやつを食べたりしています。 年長児がプランターで、トマト・キュウリ・ナス・ピーマン・枝豆などの夏野菜を育てています。当番が草取りや水やりをして育て、給食にも出されています。又カントリーパークで、落花生を種から播き、9月には収穫して豆が土の中で育つことを知り、感動する子どももいます。 調理室は、プレイルームの前にあるので、子ども達はそこで遊びながら、ガラス窓を通して何時でも調理の様子を見、言葉を交わすことができます。		
65	A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	㉠・b・c
<コメント> 子どもの年齢や身体活動レベルに応じて、給与栄養量の目標を設定し、年2回見直しています。 残食の量を認識し、子どもが食べたいもの、好きなものが増える様に、子どもの要望を取り入れる様にしています。その中で目標値を目安として、必要な栄養量を確保すると共に、生活習慣病の予防も、考慮されています。 栄養士・調理師は出来るだけ時間を作り、各クラスの食事の状況を見て、これからの給食づくりに活かしています。おやつは週末には、市販のお菓子が出ることがありますが、他は極力手作りをしています。		
66	A-2-(2)-④ 食育の取り組みを行っている。	㉠・b・c
<コメント> 「食育計画表」を作成しており、3歳未満児・以上児をそれぞれ4段階に分け、そのねらい・内容配慮事項・主な活動についてまとめています。その上で「食育年間計画」により各月の食育行事を、分かりやすく列記しています。 毎月1回、副園長・主任・栄養士・調理師・保育士で給食会議を開催し年間食育計画の確認・見直し、今月の反省・改善、次月の確認・個別対応の検討などの給食運営に関する意見交換を行っています。 保護者参加の調理実践・行事としては、夏祭りの際の、焼きそば等の模擬店や、餅つき会などがあります。 毎月19日を食育の日として、郷土料理を取り入れ、春日ぼうぶら・水前寺菜などの、郷土の食材を子ども達に見せた上で、給食に出しています。		
67	A-2-(2)-⑤ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a・㉡・c

<コメント> 「健康診断の間診票」を新入園児用・在園児用の2通用意し、年2回の健康診断を行っています。事前に保護者から、間診票の必要事項に記入して貰った上で、心配事や相談があれば、記入し嘱託医に提出しています。診断の結果は当日保護者に伝えられます。 歯科診断は6月頃の1回実施しています。異常のあった場合は各クラスの担任が、歯科検診票を記入し、保護者の方には結果を記入した歯科結果表をお渡ししています。 どちらの結果も職員に周知され、児童表に綴られます。今後は保健計画を作成した上で、健康診断・歯科診断の結果を反映させ、保育が行われることが望まれます。		
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
68	A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㉠・b・c
<コメント> アレルギー疾患・慢性疾患等を持つ子どもに対しては、主治医の指示のもと、保育への配慮がされています。 主治医からの「アレルギー検査報告書」を基に、献立に配慮がされています。小麦アレルギーの場合は、インターネット検索の上、小麦粉除去・製造ラインにも混入されないパン屋を探し、提供しています。 クリスマス・ケーキも、個人のケーキ屋さんに小麦粉除去のケーキを発注し、提供しています。 他の子どもとの相違に配慮した上、ごく少量の摂取も避けるよう、座る席への配慮をしています。		
69	A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㉠・b・c
<コメント> 衛生管理等の担当者は栄養士であり、2～3ヶ月ごとに業者に委託して、配管の清掃を行っています。 「大量調理衛生管理マニュアル」に基づいて、職員会議等において研修が行われ、行政担当部署からの情報を得て、マニュアルの改訂の都度、対応しています。		

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
70	A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	㉠・b・c
<コメント> 「食育計画」・「食育年間計画」の作成をし、それに基づいて毎月「食育だより」が発行されています。2月には「献立表」の中から、子ども達が手伝えそうな主なおやつ5～6種類のレシピを保護者に提案しています。2月の「食育目標」である、『料理を自分で作る楽しさ、美味しさを体験する』に基づいた取り組みになっています。 給食試食会は、一週間ほどの期間を設定し、希望者はいつ参加しても良い設定で行っていますが、合わせて10人程の参加者に止まった為、次年度の実施方法を検討中です。 サンプルは玄関先の、保護者が通る場所に掲示しています。夏場は衛生上、写真の掲示を行っています。 食材や食器に関しては、学校や保育所給食専門の、特定業者から安心・安全なものを購入しています。生鮮食材は、主任保育士が毎日東部市場に足を運び、鮮度の良い旬の食材を購入しています。		

71	A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている	㉠・b・c
<コメント> 個別の相談・連絡事項は、3歳未満児は連絡帳を使い、以上児は必要に応じて、各自のノートに記入し、送迎時・電話等での相談・連絡事項も保育日誌に記入されます。 5月に行なわれる、お見知り遠足から始まり、パークドームでおこなわれる3歳以上児の運動会、運動公園の体育館で行われる未満児の運動会、夏祭り、発表会、保育参観、保育参加、卒園式まで、様々な行事を通して子どもの成長の喜びを共有しています。 日々のコミュニケーションに加えて、子育て相談として、時間を取っての個人面談希望に答えています。子育て支援室等で、「個人面談確認事項」を基に、子育ての悩みや、園や保育士への要望などを聞き、個人別保育記録などに記録しています。		
72	A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	㉠・b・c
<コメント> 連絡帳、日々の送迎時の会話等のコミュニケーションに加えて、ホームページを開設し、日頃忙しい保護者が、家でゆっくり見られるようにしています。 保育参観は毎年2月に行われており、保育参加としては、遠足・運動会・夏祭りを保護者参加として、子どもの発達や育児を考えてもらう機会と位置づけています。		
73	A-3-(1)-④ 保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 保護者組織の会合には、別棟2階の子育て支援室や、事務室を準備しています。会報などのプリントの配布は、クラスごとに職員が行っています。 保護者会主催の秋祭りでは、職員も会場設営や模擬店の手伝いをしています。この秋祭りは、小学校・民生委員・周辺の方々にも案内状を出しています。		
74	A-3-(1)-⑤ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c
<コメント> 不適切な養育や虐待が疑われる子どもの早期発見に努め、子ども達の心身の状態に配慮しています。 「虐待対応マニュアル」が整備され、「早期発見のためのチェックリスト」を参考にしながら虐待の早期発見に努めています。虐待が疑われる場合は、東区の保健子ども課に連絡を取る様にしています。 早期対応としては、具体的な傷などについて、出来るだけ写真撮影やスケッチを行なう事、単独で対応せず、区保健子ども課や児童相談所の専門的な対応が必要な場合があるので、早期から連絡を取る事。保護者とは連絡帳・電話・家庭訪問などによって、信頼関係を築いて支援していく事などを明記しています。		

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象Ⅰ～Ⅲ）	3 3	1 2	0
内容評価基準（評価対象A）	2 3	6	0
合 計	5 6	1 8	0